

(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例たたき台

(仮称) 新宿区町会・自治会活性化推進条例の構成

I 前文

- ・ 制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べる文章
- ・ 各条文の解釈の基準となるもの

II 総則

目的…条例制定の目的
定義…この条例で用いている重要な言葉の意味
基本理念…条例を推進する上での基本的な考え方

III 役割

町会・自治会への理解・関心、町会・自治会活動への参加・連携・協力を推進

- | | | |
|----------|--------------|------------|
| ① 町会・自治会 | ④ マンション等建築主 | ⑦ 大学・専修学校等 |
| ② 区民 | ⑤ マンション等管理者等 | ⑧ 地域活動団体 |
| ③ 事業者 | ⑥ 小中学校・高校 | |

IV 区の責務

- ・ 条例趣旨の理解促進
- ・ 必要な施策の検討・推進

施策の基本方針

地域コミュニティの基盤づくり

町会・自治会の持続可能な組織づくり

安全安心で快適なまちづくり

施策の実行

取組の進捗管理

地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現

(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例たたき台～骨子案との比較～

I. 前文

【たたき台】

私たちのまち新宿区では、それぞれの地域で暮らし、働き、活動する人々が交流し、絆をつくり、その地域の歴史や文化を大切にしながら、豊かな地域コミュニティを形成してきました。

町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等、様々な活動を行い、地域コミュニティの発展に寄与してきました。

町会・自治会は、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在です。

しかし、生活様式の変化や価値観の多様化等により、町会・自治会加入率の低下や活動の担い手不足が深刻化しており、暮らしやすいまちづくりに影響を及ぼす恐れがあります。町会・自治会の活性化を図り、新宿区の豊かな地域コミュニティを支える町会・自治会の取組を、次世代に伝えていくことが大切です。

新宿区は、昼間人口の半数以上が在勤者・在学者であり、外国人の割合も高く、様々な方が活動する多様性のある自治体です。区民や、地域で活動する様々な主体が、新宿区をわがまちと捉え、相互理解と思いやりの気持ちを持って、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、又は連携することが、町会・自治会の持続的な発展につながります。

【骨子案】

- 町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、福祉、賑わいづくり等、さまざまな活動を行っており、地域コミュニティにはなくてはならない存在である。

- 近年、生活様式の変化や価値観の多様化等により、町会・自治会加入率の低下や活動の担い手不足が深刻化している。

- 新宿区は昼間人口の半数以上が在勤者・在学者であり、また、転入者・外国人も多く、多様性のある自治体である。

- こうした中、区民や地域で活動するさまざまな主体が、新宿をわがまちと捉え、相互理解と思いやりの気持ちを持って、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加、協力、連携することが町会・自治会の活性化につながる。

私たちは、永く、地域の課題に対して皆で考え、行動し、解決し、住み続けて良かった、働き、活動して良かったと思える地域コミュニティを地域全体でつくっていく必要があります。

町会・自治会の活性化を図ることにより、安全・安心で快適な暮らしやすいまちを実現する決意を込め、ここにこの条例を制定します。

- ・ 将来にわたり、地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現するため、町会・自治会の活性化を図る。

【検討委員会でのご意見】

- ・ 若者世代からの「町会・自治会は必要なのか？」という意見に対して、前文に「町会が必要である」ということを盛り込む必要がある。防災（災害時の対処や）、福祉（地域内で孤立している人への支援や）、防犯（犯罪の予防）などに役立つことを説明するのが良い。
- ・ お互いに支え合い、心にかけて合うまちづくりをしていくことを条例に盛り込んでほしい。自分がなにをするのか、何が 필요한のかを考えていただくような内容にしていきたい。
- ・ 町会・自治会の「活性化」の定義が必要ではないか。
- ・ 多文化共生社会という新宿区の特徴「新宿らしさ」を踏まえ、外国人居住者についても、前文の中に盛り込むべきである。
- ・ 地域に住まう人たちが1人1人役割を持ってどんな小さいことでも自分の力を分かち合い繋がり合い、お互いに住みやすいまちにするという、住み続けてよかったまちを強調したい。

⇒反映済

- ・ 前文の中に「町会・自治会は、地域コミュニティにおける重要なパートナー」等の文言をいれると良いのではないか。
- ・ 「担い手不足、深刻化」と言ったネガティブなワードを無くしても良いのではないか。若い世代の理解・賛同を得て、長く住みやすいまちにしていくための活動を活性化していくことが、条例の趣旨である。

⇒引き続き検討する

【町会・自治会との意見交換会でのご意見】

- ・ 町会・自治会のやっている活動のうち伝統文化の保存などの点が抜けている。地域行事への参加など、伝統文化保存は、町会・自治会が地域に根ざしたものである。歴史の継承や地域の文化の保存を行っている点を加えていただきたい。
- ・ 外国人が多い、昼間人口が多いといったことが新宿区の特徴だと思う。
- ・ 条例にプラス思考のキーワードを盛り込んでほしい。例えば、「地域の文化の担い手」「ふるさと化」、自分が住んでいる場所を「ふるさとにしていきたい」等。
- ・ 非常時、とりわけ地震等天災が発生したときに、地域を担うことを住民からは期待されていると思う。

⇒反映済

- ・ 新宿区として町会・自治会をどのように条例の中で位置づけているか。あくまでも任意団体のままなのか。

⇒引き続き検討する

II. 総則

目的

【たたき台】

この条例は、町会・自治会の活性化の推進に係る基本理念を定め、町会・自治会、区民、事業者、マンション等建築主、マンション等管理者等、小中学校・高校、大学・専修学校等その他地域活動団体等の役割及び新宿区（以下「区」という。）の責務を明らかにするとともに、町会・自治会の活性化のために必要な施策に取り組むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、もって暮らしやすいまちの実現を目指すことを目的とする。

【骨子案】

町会・自治会の活性化の推進に係る基本理念を定め、町会・自治会、区民、区内事業者、マンション等建設事業者、マンション管理者等、小中学校・高校、大学・専修学校等、その他地域活動団体等の役割及び区の責務を明らかにするとともに、町会・自治会の活性化に必要な施策に取り組むことで、地域コミュニティの活性化を図り、暮らしやすいまちの実現を目指す。

※検討委員会では特にご意見はありませんでした。

【町会・自治会との意見交換会でのご意見】

- 立場の違う方同士の相互理解の課題がある。町会活動の参加者は年齢の幅が広いので、連携を推進する条例であれば、暮らしやすいまちを推進するために多様な住民同士の相互理解を進めないと、うまくいかない。理念に「立場の違う方々同士の思いやりと相互理解」などの文言を盛り込んでほしい

⇒反映済

II. 総則

定義

【たたき台】

(1) 町会・自治会 **区の区域内（以下「区内」という。）**の一定の地域に居住する者及び法人（商店会を含む。以下同じ。）により形成された暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいう。

(2) 区民 区内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。

(3) 事業者 区内に事務所又は事業所を有する**個人又は法人**をいう。

(4) マンション等 **共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅**をいう。

(5) マンション等建築主 マンション等の建築主（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第16号に規定する建築主をいう。）をいう。

(6) マンション等管理者等 区内に所在するマンション等の管理に関する事務を行う者、マンション等の所有者その他の実質的にマンション等を管理している者をいう。

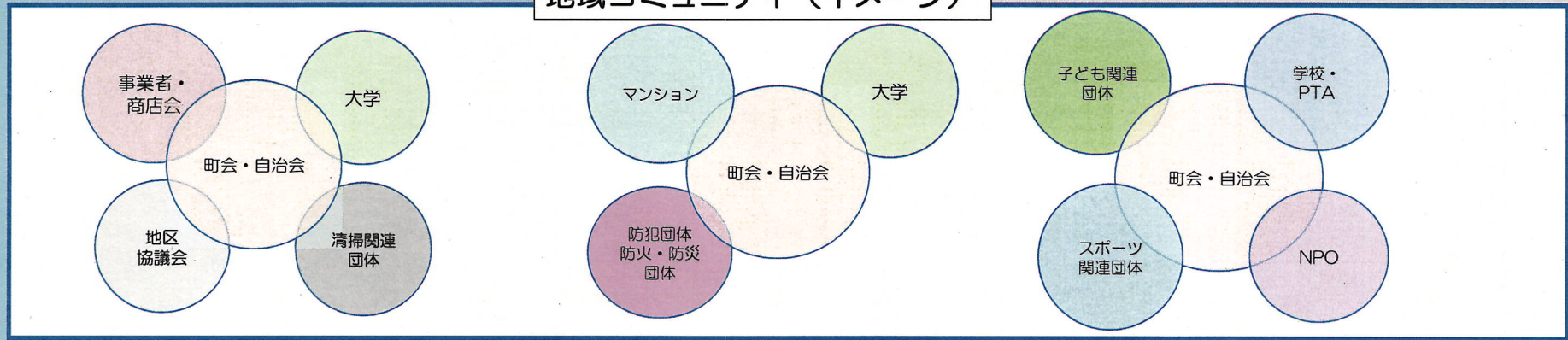
(7) 地域活動団体等 スポーツ、子ども、清掃、防災、防犯その他の分野において、暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいう。

(8) 地域コミュニティ 区内の一定の地域における区民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。

【骨子案】

- 町会・自治会 区内の一定の地域に居住する者及び法人等により形成された暮らしやすいまちの実現に取り組む組織
- 区民 区内に住所を有する者並びに働く者、学ぶ者及び活動する者
- 区内事業者等 区内に事務所又は事業所を有する個人又は法人（商店会、社会福祉法人、NPO法人等を含む）
- マンション等 マンション、アパートと呼ばれる共同住宅及び長屋
- マンション等建設事業者 区内でマンション等の建築を行う者、及び分譲を行う者
- マンション管理者等 区内マンションの管理に関する事務を行う管理組合、管理組合等から委託を受けて管理事務を行う者及び賃貸マンションのオーナー等
- 区内大学・専修学校等 区内に立地する大学及び専修学校等
- 区内小中学校、高等学校 区内に立地する小中学校、高等学校
- 地域コミュニティ 区内の一定の地域における区民相互のつながりを基礎とする地域社会

地域コミュニティ（イメージ）



※検討委員会では特にご意見はありませんでした。

【町会・自治会との意見交換会でのご意見】

- ・ 町会・自治会の定義に、居住者以外の店舗・事業者についても触れてほしい。
- ・ 町会・自治会の定義の「地縁」という言葉は、その地域の縁故（血縁）関係を示す言葉を想像し、狭い意味と捉えられてしまう可能性がある。
- ・ スポーツ団体等をイメージ図に入れてほしい。
- ・ 地域コミュニティ（イメージ）の図に、学校が入っていない。地域協働学校も、できれば入れていただきたい。

⇒反映済

- ・ ワンルームマンションに関する条例は10戸以上を対象にしている。最近9戸のワンルームが増えている。これらは事前協議が難しいが、条例の対象に入るのか。

⇒ワンルームマンションも対象と考えている

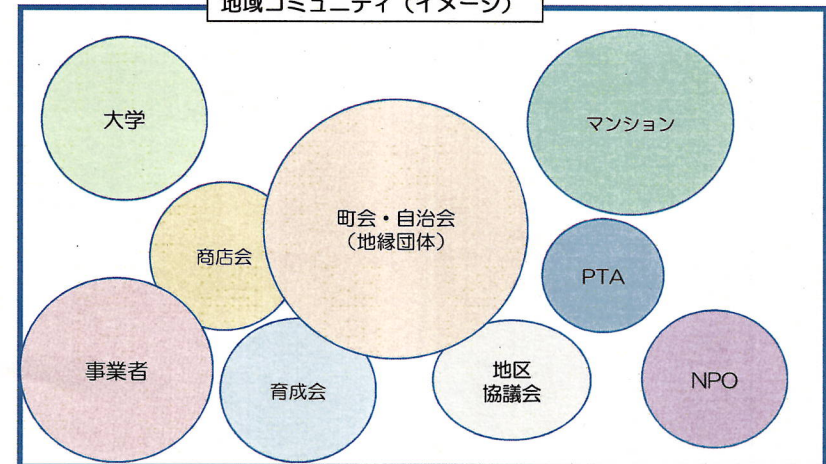
- ・ 「区民」の定義について、新宿区の自治基本条例と重なっている定義でよろしい
- ⇒自治基本条例では法人も定義に含まれているが、本条例の定義では「事業者」として区民から抜き出している

【中間報告会でのご意見】

- ・ 自治会が何を含まるか分からなかった。

⇒引き続き検討する

地域コミュニティ（イメージ）



II.総則

基本理念

【たたき台】

町会・自治会の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

(1) 町会・自治会の自主性及び主体性に基づき、町会・自治会の活性化を図ること。

(2) 区民や地域で活動する様々な主体が、地域コミュニティの一員として町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携することで、町会・自治会の活性化を図ること。

【骨子案】

- 町会・自治会の自主性・主体性に基づき、町会・自治会の活性化を図る。
- 区民や地域で活動するさまざまな主体が、地域コミュニティの一員として町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会活動に参加、協力、連携することで、町会・自治会の活性化を図る。

※検討委員会及び町会・自治会では特にご意見はありませんでした。

Ⅲ.役割

① 町会・自治会

【たたき台】

- ・ 町会・自治会は、地域コミュニティの中心組織として、地域コミュニティの発展に寄与してきたことを踏まえ、これまでの取組を永く次世代に伝えていくよう努めるものとする。
- ・ 町会・自治会は、区民や地域で活動する様々な主体が町会・自治会への理解と関心を深め、その活動に参加し、協力し、又は連携することができるよう、その活動への理解の促進並びに区民相互の交流及び協働に努めるものとする。

【骨子案】

- ・ 地域コミュニティの中心組織として、地域コミュニティの発展に寄与してきたことを踏まえ、これまでの取組を永く次世代に伝えていくよう努める。
- ・ 区民や地域で活動するさまざまな主体が町会・自治会への理解と関心を深め、その活動に参加、協力、連携することができるよう、活動の理解促進、区民相互の交流及び協働に努める。

※検討委員会では特にご意見はありませんでした。

【町会・自治会との意見交換会でのご意見】

- ・ 町会・自治会の役割では、義務規定となっている。他と合わせて「努める」に変更したほうが良いのではないか。

⇒反映済

- ・ 町会・自治会は、地域の防災・防犯、環境美化、福祉、世代間交流等、求められていることがとても多い。それを見直さないと持続可能な状況にならないのでは。

⇒今後の取組の参考とする

- ・ 町会・自治会のメリットや目的を記載してあれば、今後は住民に条例の記載事項を伝えることができるようになる。
- ・ 条例があるからといって上から目線になることや、やってもらって当たり前だと考えるようになってはいけない。事業者との関係を作るためには、町会が努力することが大事。
- ・ 高齢世代が思う町会と、若い世代が思う町会は少し違う。若い世代がやりたいようにやるというだけでなく、高齢世代が積んできた良い経験も取り入れてもらえると良い。
- ・ 町会は役員の合議制で運営している。会長から指示をだすだけでなく、役員から希望がでたことに取り組んでいる。役員の意見を取り入れることで、町会活動の新陳代謝が進むと思う。

⇒意見として伺う

【中間報告会でのご意見】

- ・ 条例案の分担は分かるが、単独町会ではなく、町会連合での活動のほうが、可能性はある。
- ・ 町会・自治会に対する理解・関心を深めてもらい、参加・協力してもらうことは大切なことだが、一方で町会・自治会も他団体の活動内容を理解し、積極的に参加・協力していかなければならない。

⇒意見として伺う

Ⅲ.役割

② 区民

【たたき台】

- ・区民は、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。
- ・区民は、町会・自治会の活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

【骨子案】

- ・地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努める。
- ・町会・自治会活動に参加、協力するよう努める。

※検討委員会では特にご意見はありませんでした。

【町会・自治会との意見交換会でのご意見】

- ・「区民になる時に届出た時に町会に加入する」ことを、条例に入れられないのか。
- ⇒条例では、町会・自治会への参加・協力・連携を求めています
- ・町会・自治会活動に関わるように努めるという条文を書かれたら、すごく生活しづらくなる。努力義務の規定は避けたい。
- ⇒町会・自治会の重要性を踏まえ、関わりを求めている

Ⅲ. 役割

③ 事業者

【たたき台】

- ・事業者は、地域コミュニティの一員として、その所在する地域の町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。
- ・事業者は、町会・自治会活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

【骨子案】

- ・地域コミュニティの一員として、所在する地域の町会・自治会への理解と関心を深める。
- ・町会・自治会活動に参加、協力、連携するよう努める。

【検討委員会でのご意見】

- ・昼間人口のほうが多いまちであるため、事業者が役割の中に明記されているのはとても重要なポイントである。

⇒反映済

【町会・自治会との意見交換会でのご意見】

- ・当町会は住民がほとんどおらず、事業体を中心となって組織されている。イベント開催時には店舗が参加されることもあるが、町会に加入してはもらえない。事業者は、小売店オーナーから本社等企業に情報があがっていない。

⇒今後の取組の参考とする

【中間報告会でのご意見】

- ・学校・企業との連携、企業の協力はとても必要だが難しい。
- ・数多くの団体が併存して活動しており、商店会とうまくコラボしていくことが問題の解決につながる。

⇒今後の取組の参考とする

Ⅲ.役割

④ マンション等建築主

【たたき台】

- ・マンション等建築主は、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。
- ・マンション等建築主は、マンション等を建設する際は、**建設予定地の町会・自治会との連携について、区と事前に協議しなければならない。**
- ・マンション等建築主は、**協議した事項について、マンション等管理者等に引き継がなければならない。**

【骨子案】

- ・町会・自治会への理解と関心を深める。
- ・マンション等を建設する際は、建設予定区域の町会・自治会との連携について、事前に協議しなければならない。
- ・協議した事項について、マンション管理者等に引き継がなければならない。

【検討委員会でのご意見】

- ・強硬な規定であり、法的に問題ないか確認すべき。
- ・手続きすることに対して義務を課す場合には、法制上問題にならないことが多い。施策の具体化にむけては、条例と施策の棲み分け・抽象度を設定していくことが必要。
- ・誰が協議するのか。町会の負担にならないようにしてほしい。

⇒引き続き検討する

【中間報告会でのご意見】

- ・義務のように書かれているが、違反した場合罰則はあるのか。

⇒検討課題として、今後の参考とする

【町会・自治会との意見交換会でのご意見】

- ・マンション建築の際に開発事業者が町会と関わるよう強制力があるものにしてほしい。協議の内容が重要。
- ・義務規定があるが、法的に十分に検証した方が良い。「最大限の協力を務めることとする」といった書き方で、事業者が反発しないような、協力してもらえそうな書きぶりにしたほうが良いのではないか。
- ・デベロッパーとの事前協議は必要。協議書の提出等をさせないと、実行されない。インセンティブを持たせるとよいのでは。
- ・小規模なワンルームマンションが増え続けている。所有者が建築前後で変更になる際に、区に届け出がなされるよう担当部署を設けてほしい。
- ・マンションを建築した事業者が転売するケースが多いため、町会と建築事業者の協議内容を引き継ぐことは重要である。マンションに町会加入の話をする際に、区が仲立ちしてくれると良い。
- ・建築中マンションの建築業者と話し合いをした際に伝えたことを、「販売会社に伝える」と回答を受けたが、反故にされた。

⇒協議及び引き継ぎの仕組みを検討する

- ・新築では、地域とは関わりを持たない住人のワンルームマンションが多く、建築基準法等の見直し、改正が必要と思われる。
- ・共同住宅の町会費を強制徴収できないと意味がない。

⇒意見として伺う

Ⅲ.役割

⑤ マンション等管理者等

【たたき台】

- ・マンション等管理者等は、地域の町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。
- ・マンション等管理者等は、**マンション等建築主が協議した事項を引き継ぎ、遵守するものとする。**
- ・マンション等管理者等は、地域の町会・自治会活動への参加、協力又は連携について**区からの求めに応じて区と協議するものとする。**

【骨子案】

- ・地域の町会・自治会への理解と関心を深める。
- ・町会・自治会とマンション等建設事業者が協議した事項を引き継ぎ、これを遵守する。
- ・地域の町会・自治会活動への参加、協力、連携について協議する。

※検討委員会では特にご意見はありませんでした。

【町会・自治会との意見交換会でのご意見】

- ・ 中小規模のマンションの場合、マンション建設段階で事業者と約束を交わしても、所有者や組織が入れ替わって「聞いていない」と言われることが多い。マンションが譲渡されても約束が有効であるということを条例のどこかに入れてほしい。
 - ・ マンション管理者と町会の連携についても確実に条例に記載してほしい。
- ⇒協議及び引き継ぎの仕組みを検討する
- ・ どんな人が入っているかの名簿は町会へ出して欲しい。集合住宅からは個人情報だからと断られるが、区で指導してくれたらありがたい。
- ⇒意見として伺う

Ⅲ.役割

⑥ 小中学校・高校

【たたき台】

- ・小中学校・高校は、児童・生徒及び保護者が地域の町会・自治会への理解と関心を深める機会を設けるよう努めるものとする。
- ・小中学校・高校は、児童・生徒及び保護者が地域の町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するための機会を設けるよう努めるものとする。

【骨子案】

- ・児童・生徒及び保護者が、地域の町会・自治会への理解と関心を深める機会を設けるよう努める。
- ・児童・生徒及び保護者が、地域の町会・自治会活動に参加、協力、連携する機会を設けるよう努める。

※検討委員会では特にご意見はありませんでした。

【町会・自治会との意見交換会でのご意見】

- ・区内小中学校でも、PTA活動がなかなか難しくなっている。区と教育委員会がタイアップしての連携・協調もお願いしたい。

⇒今後の取組の参考とする

- ・PTA活動は地域のみなさんと町会・自治会とのつながりや交流が非常に深まる。
- ・小学校と中学校は、地域に協力する義務が絶対あると思う。教育委員会から学校にしっかりとってもらいたい、校長・副校長によって対応が全く異なる。
- ・小学校の課外授業の一環で児童が町会のお祭りを手伝ってくれていたが、コロナ禍で課外授業がなくなり児童の町会活動参加も任意になってしまった。

⇒意見として伺う

Ⅲ.役割

⑦ 大学・専修学校等

【たたき台】

- ・大学・専修学校等は、地域の町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。
- ・大学・専修学校等は、地域の町会・自治会活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

【骨子案】

- ・地域の町会・自治会への理解と関心を深めるよう努める。
- ・地域の町会・自治会活動に参加、協力、連携するよう努める。

※検討委員会では特にご意見はありませんでした。

【町会・自治会との意見交換会でのご意見】

- ・条例骨子に、学校や地域と結びつく方法についても加えてもらいたい。そういう繋がりがあれば、地域がやっていける気がする。若い人の話を聞いて我々も新しいことをしないといけない。区にも積極的にお願いしたい。

⇒今後の取組の参考とする

- ・落合地域の文化イベントが開催される。大学にお願いしたら、美術部が喜んで書いてくれた。学生にも積極的にお願いすると、大学も町会に協力してくれる。

⇒意見として伺う

Ⅲ.役割

⑧ 地域活動団体等

【たたき台】

- ・ 地域活動団体等は、地域の町会・自治会と連携するよう努めるものとする。

【骨子案】

- ・ 地域の町会・自治会と連携するよう努める。

※検討委員会では特にご意見はありませんでした。

【町会・自治会との意見交換会でのご意見】

- ・ 活動に参加する人が増えるのは良いことだが、顔も知らない、よく知らない人が入ってくるというのも対応に不安がある。「その他地域団体等」には様々な団体もあり、そういった点も不安がある。

⇒町会・自治会の自主性を重視し、住みよいまちづくりに賛同する人に入ってもらうのが基本です

- ・ その他地域団体について防犯協会などが例示されているが、もう少し大きなくくりが良い。例えば、子ども青少年関連団体、女性関連団体、スポーツ関連団体、防犯防火防災団体、清掃関連団体、スクールコーディネーター等（学校関連団体）

⇒反映済

IV.区の責務

【たたき台】

- 区は、この条例の趣旨が区内の町会・自治会をはじめ、区民や地域で活動する様々な主体に認識されるよう周知し、理解の促進を図るものとする。
- 区は、この条例を推進するために必要な施策を地域と連携して行うものとし、その実施に当たっては、町会・自治会の負担にならないよう配慮するものとする。

【骨子案】

- 本条例の趣旨が区内の町会・自治会をはじめ、区民や地域で活動するさまざまな主体に認識されるよう周知・理解促進する。
- 本条例を推進するために必要な施策を地域と連携して行う。実施にあたっては、町会・自治会の負担にならないよう配慮する。

※検討委員会では特にご意見はありませんでした。

【町会・自治会との意見交換会でのご意見】

- 素晴らしい条例ではあるが、どうやって周知していくかが課題と感じた。
⇒事業者、大学等教育機関への周知等、様々な手段で周知していく
- 中身を読むと普段取り組んでいる事が書かれていて安心した。条例案で一番気に入った点は、「IV.区の責務」の「必要な施策を地域と連携して行う」ことと、「町会・自治会の負担にならないよう配慮する。」の箇所。
⇒意見として伺う

V. 施策の推進

【たたき台】

- ・ 条例に掲げた目的を実現するために必要な施策を総合的に推進するための計画を定めるものとする。
- ・ **区、区民及び地域で活動する様々な主体は、区の責務又はそれぞれの役割を果たすとともに、町会・自治会を後押しし、条例に掲げた目的を実現するために必要な施策を推進するものとする。**

【骨子案】

- ・ 条例に掲げた目的を実現するために必要な施策を総合的に推進するための計画を定めるものとする。

【検討委員会でのご意見】

- ・ 空き家は重要課題である。火事があった時や衛生面（ネズミ問題）など問題がある。
- ・ アンケート結果からも町会・自治会が重視していくべき活動は、防災と地域福祉。今後、町会・自治会に求められる活動は専門性が求められる。
- ・ 専門性のある人をどう巻き込むのかはすごく重要なことだと感じている。
- ・ 大学側も町会・自治会とつながるきっかけが見つからない。大学には防災や地域福祉、ITや広報、組織の透明化などそれぞれ専門的に扱っている研究者や支援ができる学生がいるが、どこを通じてどうすればいいかわからない。行政が大学と町会・自治会の橋渡しをしていただき、大学側にとっても動きやすく、地域活動への参加を後押ししてほしい。
- ・ 学校や大学と連携して、若い方やPTAと一緒に取り組むことでまちが盛り上がる。
- ・ 各主体との連携を進めるには、窓口を整備することが重要。窓口が無いと何も進まない。
- ・ 建設前と建設後に、連絡先が変わりどこへ連絡をしたらいいのか分からなくなってしまう。
- ・ マンションには税金・補助金が使われているものもある。税金を投入しているマンションに対しては何かできないか。
- ・ マンションと事前協議をする時に、誰が協議を担うのかまで検討いただきたい。町会・自治会の負担となる。

⇒意見として伺う

【町会・自治会との意見交換会でのご意見】

- ・ 区から多くの書類が届くが、地域コミュニティ課で情報の整理などをしてほしい。
⇒令和6年6月以降の掲示依頼については、地域コミュニティ課で依頼を集約して、掲示物を毎月1日と15日に町会・自治会へまとめて送付する仕組みに変更しました
- ・ 今既に建築されているマンションや管理組合の無いマンションへの対応も必要。
- ・ 町会同士で同じような事業がある場合、一緒に取り組むなどの方法もある。
- ・ 企業との連携について新宿区に条例という根拠があるということは、企業からの見え方が全く異なる。
- ・ 地域の役に立ちたいという学生も多い。千代田区のコミュニティ割や学生の間は会費無料などメリットが出るよう、考えてもらいたい。
- ・ 地域協働学校、PTAとの連携が重要。

⇒意見として伺う

施策体系(案) ※赤字は新たに実施・拡充する必要がある施策

基本目標 (案)	施策の方向性(案)	主な取組 (例)
I 町会・自治会の持続可能な組織づくり (町会・自治会の活性化の施策)	加入促進 運営・組織への支援 活動資金支援 デジタル化支援 活動拠点の確保に向けた支援 効果的な情報発信	対象者別パンフレット作成、 マンションとの連携強化 プログラム型コンサルティング、行政書士相談、 定期的な意見交換の実施、町会・自治会依頼業務見直し 助成制度の活用促進 (地域コミュニティ事業助成や他部制度、都制度など) スマホ・SNS出張教室、 電子回覧板の活用促進 公共施設等の利用及び使用料免除 コンサル、町会パンフレット作成・活用、スマホ・SNS出張教室
II 地域コミュニティの基盤づくり (各主体への啓発・動機付けのための施策)	周知・意識啓発 教育・人材育成 各主体へのインセンティブ付与等	町会・自治会情報の発信強化 、マンション向け情報発信、タワーマンション戸別訪問 学校との連携強化、子ども等の地域活動体験の促進 企業・大学との連携強化 マンションとの連携強化 (再掲)
III 安全安心で快適なまちづくり (各分野の活動を推進するための施策)	活動団体等への支援 連携体制の強化	各分野の活動団体への支援 (防災区民組織・自主防災組織、子ども、高齢者、スポーツ、健康、環境、清掃、交通、賑わいづくり等) 各分野のコーディネーターの連携強化 地域拠点としての地域センターのあり方検討 (持続可能な運営)

